



平成31年1月31日

堺市長 竹山修身様

堺市国民健康保険運営協議会

会長 宮本 恵



## 答 申 書

平成31年1月25日付け堺国保第3259号で諮問のあった事項について、下記のとおり答申する。

### 記

1 賦課限度額の改定について

基礎賦課限度額について、大阪府が定める市町村標準保険料率に基づき、580,000円に改定することを了承する。

2 平成31年度分の国民健康保険料に係る特例について

平成31年度分の国民健康保険料に係る特例について、以下のとおりとすることを了承する。

(1) 基礎賦課額

所得割の料率を1000分の81.9、被保険者均等割の額を21,357円、世帯別平等割の額を26,400円とする。

(2) 後期高齢者支援金等賦課額

賦課割合について、所得割を100分の46.33、被保険者均等割を100分の31.41、世帯別平等割を100分の22.26とする。

(3) 介護納付金賦課額

賦課割合について、所得割を100分の45.72、被保険者均等割を100分の54.28とする。

### 3 その他

大阪府が定める平成31年度の市町村標準保険料率は、平成30年度と比べて大きく上昇した。大阪府によると、被保険者数は減少傾向にあるが、高齢者の割合が増え、医療費が増加していることが、その主な要因とされており、今後の高齢化の進展により、被保険者の保険料負担の更なる増加が懸念される。

これらを踏まえ、被保険者への影響を考慮し、市町村標準保険料率のより一層の抑制に向けた方策及び財政措置等を実施することを、大阪府に対して求めること。

